

SPC 設立なし

公営住宅月岡団地第3期街区建替事業

基本協定書（案）

平成30年4月

富山市

公営住宅月岡団地第3期街区建替事業

基本協定書（案）

公営住宅月岡団地第3期街区建替事業（以下「本事業」という。）に関して、富山市（以下「市」という。）と、入札参加グループ[]の代表企業及び構成企業（入札参加資格審査書類に、それぞれ入札参加グループの代表企業又は構成企業として明記された者をいう。総称して以下「落札者」という。）との間で、以下のとおり合意し、本基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、市が本事業に関して総合評価一般競争入札方式により落札者を決定したことを確認した上で、市と落札者との間で、本事業及び本事業に係る資金調達並びにこれらに付随し、関連する事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、市及び落札者双方の義務について、必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 市及び落札者は、市と落札者との間で締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 落札者は、事業契約締結のための協議において、本事業の入札手続における市の要望事項を尊重しなければならない。

（業務の委託、請負）

第3条 落札者は、本事業の遂行者として、本事業の実施に関し、設計業務、建設業務及び工事監理業務を落札者が市に提出した提案書に定める実施体制により実施するものとし、担当業務を第三者に行わせる場合であっても、事業契約に定める条件を遵守させるとともに、担当業務の全部又は大部分を第三者に行わせてはならない。

2 設計企業、建設企業及び工事監理企業は、担当業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約等)

- 第4条 落札者は、本基本協定締結後、平成30年11月15日までに、市と、仮契約を締結するものとする。
- 2 前項の仮契約は、事業契約の締結について富山市議会で議決されたときに本契約となるものとする。
 - 3 市及び落札者は、入札説明書に合わせ公表する仮契約書(案)及び事業契約約款(案)(以下、「事業契約書(案)」という。)の内容に関し、入札前に確定することができなかった事項を除いては、原則としては変更しないものとする。
 - 4 市及び落札者は、仮契約締結後も、本事業の円滑な実施のために互いに協力しなければならない。
 - 5 市は、落札者の責めに帰すべき事由により事業契約を締結することができない場合には、落札者に対し違約金を請求することができるものとする。なお、違約金は、本事業に係る事業契約書(案)別紙3に規定する「サービスの対価の支払い方法」の「設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」のうち、「施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の10分の1に相当する金額とする。
 - 6 前項の規定は、市に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 7 落札者が前2項の賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、落札者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、契約日における支払遅延防止法第8条第1項に規定する遅延利息の率(以下「支払遅延防止法の率」という。)で計算した金額を遅延損害賠償金として、市に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

(準備行為)

- 第5条 落札者は、事業契約締結前にも、自己の費用と責任において、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができるものとし、市は、必要かつ合理的な範囲で、当該準備行為に協力しなければならない。

(資金調達)

- 第6条 落札者は、落札者が本事業に関して市に提出した提案書に従い、本事業に関する資金調達を実現するために最大限努力するものとする。
- 2 落札者は、前項に基づく資金調達を行うにあたり、代表企業及び構成企業に対して融資を行う金融機関等が決定した場合には、当該金融機関等の名称その他の詳細を、市に提出しなければならない。

(事業契約不調の場合の処理)

第7条 市と落札者との間で事業契約の締結に至らなかった場合には、第4条第5項から第7項まで、及び第9条第2項から第4項までに規定する金額を請求する場合を除き、事由の如何を問わず、本基本協定に別段の定めがない限り、市及び落札者が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、また、市及び落札者は、相互に債権債務関係が生じないものとする。

(有効期間)

第8条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、事業契約のすべてが終了した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。ただし、本基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第7条、第9条、第10条及び第12条の規定の効力は存続するものとする。

2 事業契約が締結に至らなかった場合には、事業契約の締結不調が確定した日をもって本基本協定は終了するものとする。ただし、本基本協定の終了後も、第7条、第9条、第10条及び第12条の規定の効力は存続するものとする。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第9条 市は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、事業契約の本契約締結前に、本事業の入札手続に関し、落札者のいずれかにおいて次の各号のいずれかの事由が生じたときは、事業契約を締結しないことができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8章第2節に規定する手続きに従って、同法第7条、第8条の2、第17条の2、又は第20条のいずれかの排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 独占禁止法第8章第2節に規定する手続きに従って、同法第7条の2、第8条の3、又は第20条の2～6のいずれかの課徴金納付命令を受け、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に違反し、これらの規定による刑が確定したとき。

2 市は、本事業の入札手続に関し、落札者のいずれかが前項の各号のいずれかに該当したときは、市が事業契約を締結するか否か、又は解除するか否かにかかわらず、落札者に対し、本事業に係る事業契約書(案)別紙3に規定する「サービスの対価の支払方法」の「設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」のうち、「施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の10分の2に相当する金額を請求することができるものとする。

3 前項の規定は、市に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、市が

その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

- 4 落札者が前2項の賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、落札者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した金額を遅延損害賠償金として、市に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

(秘密保持)

第10条 市及び落札者は、本基本協定に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本基本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、代表企業及び構成企業が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(基本協定の変更)

第11条 本基本協定の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第12条 本基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本基本協定に関する当事者間に生じた一切の紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第13条 本基本協定に定めのない事項が発生したとき及び疑義が生じたときは、必要に応じ市及び落札者協議のうえ定めるものとする。

本基本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、市及び落札者が記名押印のうえ、市及び落札者の代表企業がそれぞれ1通を保有する。

平成30年[]月[]日

市 富山県富山市新桜町7番38号
富山市長 森 雅 志 印

落札者
(住所)
[]会社(代表企業)
代表取締役 印

(住所)
[]会社(構成企業)
代表取締役 印

(住所)
[]会社(構成企業)
代表取締役 印

(住所)
[]会社(構成企業)
代表取締役 印